

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるとは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇告 示 健康保険法等に基づく現物給与の標準価格
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業計画の適否の決定

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二十五条及び日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を次のとおり定め、昭和五十年五月一日から適用し、昭和四十九年五月鳥取県告示第四百五号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について)は、昭和五十年四月三十日限り廃止する。

昭和五十年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 食事の給与 一人一月につき 九千円  
一人一日につき 三百円  
朝食一食につき 八十円  
昼食一食につき 百円  
夕食一食につき 百二十円
- 二 住宅の給与 畳一畳一人一月につき 三百円
- 三 被服の給与 時価

### 鳥取県告示第四百二十四号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 計量法第四百四十二条の各号に掲げる計量器  
実 施 期 間 昭和五十年六月九日から昭和五十一年三月三十一日まで  
当該計量器の所在場所  
実 施 場 所
- 二 計量法第四百四十二条の各号に掲げる計量器以外の計量器  
検査期日 検査時間 実施区域 検査場所  
六月 九日 午前十時から 米子市 彦名公民館  
午後三時まで

久米土地改良区

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に就いた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事 石井 毅

変更前	倉吉市福富二一九番地
変更後	倉吉市福富二一九番地二

“	十日	“	“	崎津公民館
“	十一日	“	“	大篠津公民館
“	十二日	“	“	和田公民館
“	十三日	“	“	富益公民館
“	十六日	“	“	夜見公民館
“	十七日	午前十時から 正午まで	“	巖公民館
“	“	午後一時から 午後三時まで	“	大高公民館
“	十八日	午前十時から 正午まで	“	春日公民館
“	“	午後一時から 午後三時まで	“	五千石公民館
“	十九日	午前十時から 正午まで	“	尚徳公民館
“	“	午後一時から 午後三時まで	“	成実公民館

鳥取県告示第四百二十六号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（篠坂地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十年五月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】